

健移発0516第3号
令和5年5月16日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局難病対策課
移植医療対策推進室長
(公 印 省 略)

「臓器移植における新型コロナウイルス感染症への対応について」の廃止について

平素より移植医療の推進に御高配を賜り御礼申し上げます。

令和5年5月8日に、新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置付けが5類感染症に変更されたことに伴い、「臓器移植における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年4月21日付け健移発0421第1号厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室長通知）、「臓器移植における新型コロナウイルス感染症への対応について（その2）」（令和3年1月7日付け健移発0107第1号厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室長通知）、「臓器移植における新型コロナウイルス感染症への対応について（その3）」（令和3年7月21日付け健移発0721第2号厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室長通知）は廃止します。なお、移植医療における感染症対策に関しては、従前通り、移植を受ける患者を守る観点等から、関連の学会の指針等も参考にし、適切に対策を講じるよう、関係する医療機関等に周知の上、御対応されるようお願いいたします。

なお、同趣旨の通知を文部科学省高等教育局医学教育課長、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長、各眼球あっせん機関の長、一般社団法人日本移植学会理事長、一般社団法人日本脳神経外科学会理事長、一般社団法人日本救急医学会理事長、一般社団法人日本集中治療医学会理事長、公益社団法人日本医師会会長、日本角膜移植学会理事長及び日本角膜学会理事長にも送付していることを、併せて申し添えます。